明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（二四五）　二

〔省　令〕

○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（**法務**三四）　二
○毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一三一）　三
○環境省定員規則（**環境**一八）　三

〔告　示〕

○不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件（**法務**三九五）　三
○日本国に帰化を許可する件（**同**三九六）　三
○ナンプラ州中学校改善計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三一五）　四
○第五次地方給水計画のための贈与に関する日本国政府とカメルーン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三一六）　四
○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（**国税庁**三一）　四
○都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件（**国土交通**一〇三七）　五
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**一〇三八）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一〇三九、一〇四〇）　六
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**一〇四一）　七
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第六条の十三の規定に基づき、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物の一部を改正する件（**環境**一三四）　七

〔国会事項〕

内閣　法務省　外務省　労働

〔人事異動〕

官庁事項　七

〔皇室事項〕

諸事項　七

〔官庁報告〕

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）　八

〔資　料〕

閣議決定等事項　八
日本と世界の天候（平成二十四年八月）（速報）（気象庁）　八

〔公　告〕

諸事項

官庁
第三者所有物の没収、司法書士法人懲戒処分、司法書士懲戒処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し、登録包括信用購入あっせん業者の営業の廃止、建設業の許可の取消処分関係　八
裁判所
相続、失踪、破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
平成二十三年度共済組合の決算（農林水産省・林野庁）関係　九
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　九
会社その他　九

本号で公布された法令のあらまし

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（政令第二四五号）（厚生労働省）

1　次に掲げる物を毒物に指定することとした。（第一条関係）

㈠　オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤

㈡　二・三―ジシアノ―一・四―ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤（二・三―ジシアノ―一・四―ジチアアントラキノン五〇パーセント以下を含有するものを除く。）

㈢　一・一―ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤

㈣　トリブチルアミン及びこれを含有する製剤

㈤　ヘキサキス（β・β―ジメチルフェネチル）ジスタンノキサン（別名酸化フェンブタスズ）及びこれを含有する製剤

2　次に掲げる物を劇物に指定することとした。（第二条第一項関係）

㈠　二・四―ジクロロ―一―ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

㈡　二・三―ジシアノ―一・四―ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）五〇パーセント以下を含有する製剤

㈢　二・三―ジブロモプロパン―一―オール及びこれを含有する製剤

㈣　メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤

㈤　二―メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤

3　この政令は、平成二四年一〇月一日から施行することとした。